

いじめ対応マニュアル

石川県立小松北高等学校

目 次

1	いじめの定義	・・・ 2
2	いじめの防止等に関する基本的方針	・・・ 3
3	いじめの防止等のための対策	・・・ 4
	(1) 基本施策	
	ア 学校におけるいじめの防止	
	イ いじめの早期発見のための措置	
	ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策	
	(2) いじめ防止等に関する措置	・・・ 5
	ア いじめ防止のための組織づくり	
	イ いじめに対する措置方法	
	(3) 重大事案への対処方法	・・・ 6
	(4) 警察への通報・相談に係わる基本的な考え方	
	(5) 学校において生じる可能性のある犯罪行為	
4	いじめ問題対策チームの設置とその内容	・・・ 7
5	主な相談機関	・・・ 8

1 いじめの定義

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察へ相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※いじめ問題への文部科学省の取り組みより

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校、学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

2 いじめの防止等に関する基本的方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせる恐れがある。したがって本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われているいじめを見逃すことがないように、いじめが身体に及ぼす影響やその他のいじめ問題に関する生徒理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(2) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

※「弱者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者・警察他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に務める。

※いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

※いじめ問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

※家庭・学校・地域社会すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、取り組む必要があること。

(4) いじめのサイン

① 表情や行動、態度

沈んだ表情。口をききたがらない。わざとはしゃぐ。ぼんやりとした状態。

② 服装

シャツやズボンが破れている。ボタンが取れている。衣服の汚れが目立つ。

③ 身体

顔や身体にあざ。マジックで体にいたずら書き。登校時に体の不良を訴える。顔がむくんでいたり青白い等。

④ 周囲の様子

授業時に特定の生徒が発言しても周囲の反応がなく冷ややか。人権を無視したあだ名がつけられる。よくからかわれたり無視されたりする。発言に爆笑がおきる。集会時に特定の生徒との空間が大きい。特定の生徒の物が頻繁になくなる。

3 いじめの防止等のための対策

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- ① 学校の最重点目標の一つに「安全に安心して通える学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯な振る舞いを許さないよう、共通理解を図り組織的に取り組む。
- ② 落ち着いた雰囲気の中で生徒が安心して授業に取り組める環境づくりや、主体的な自己肯定感が育めるよう日々の授業改善に取り組む。
- ③ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心通わせるコミュニケーション能力を養うため、すべての教育活動を通じて人権教育の充実を図る。
- ④ 生徒会の取り組みの中で年間数回の啓蒙活動を実施し、いじめをしない雰囲気づくりに努める。
- ⑤ 警察・地域住民・保護者・その他の関係者との連携を図りながら防止に努める。
- ⑥ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるため啓発・徹底を目的とした人権講話・防犯教室等を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

① いじめ調査

いじめを早期に発見するため、個人面談の充実を図るほか、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・生徒対象いじめアンケート調査 年2回（6月、12月）
- ・保護者懇談を通じた学級担任による聞き取り調査 年3回（6月、9月、12月）

② いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・担任を中心に保健室や保健厚生課が窓口となる
- ・生徒指導課による当該生徒のいじめ状況の調査
- ・いじめ問題対策チームでの支援
- ・外部機関との連携

③ いじめ防止等のための対策に従事する人材確保及び資質の向上。

いじめ防止のための対策に関する研究を計画し実施する。

いじめの防止等に関する教職員の資質向上を計る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的な対処ができるように、必要に応じて警察等と連携しながら、研修等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめ防止等のための組織づくり

平時からいじめ防止の問題に組織的に対応できるよう備えるとともに、いじめの発見には、早期から組織的な積極的対応を行うため、「いじめ問題対策チーム」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、担当学年担任
生徒指導サポーター、SSW

<活動内容>

- ① いじめ問題対策チーム（常設）の機能化
- ② いじめ対応アドバイザーの活用
- ③ 外部関係機関との連携
- ④ いじめ防止基本方針の策定・取組の検証・改善
- ⑤ いじめの問題に対する点検及び研修会等の実施
- ⑥ アンケート調査等の結果の検証及び事後指導の継続
- ⑦ 生徒会の自主的活動支援
- ⑧ 相談窓口の周知

イ いじめに対する措置方法

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

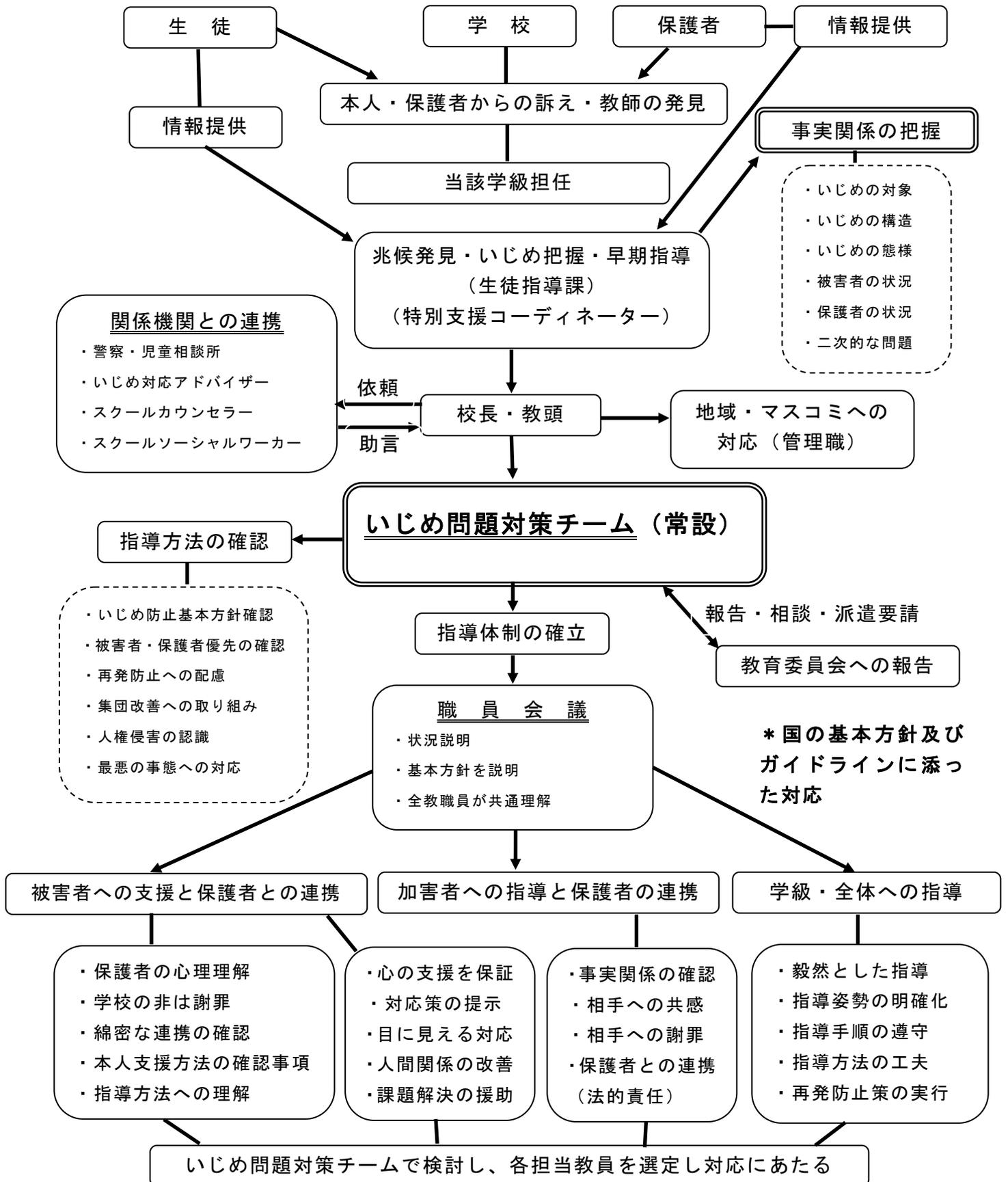
(4) 警察への通報・相談に係る基本的な考え方

- ① 学校や教育委員会においていじめられる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる時は、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要である。
- ② いじめられている生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要である。

(5) 学校において生じる可能性がある犯罪行為

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
「脅迫」「名誉毀損」「侮辱」
- ② 仲間はずれ、集団による無視
* 刑罰法規には抵触しないが、他のいじめ同様に毅然とした対応が必要。
- ② 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
「暴行」
- ③ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
「暴行」「傷害」
- ④ 金品をたかられる
「恐喝」
- ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
「窃盗」「器物破損」
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
「教養」「強制わいせつ」
- ⑦ パソコンや携帯電話等の電子機器で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
「名誉毀損」「侮辱」

4 いじめ問題対策チームの設置とその対策



5 主な相談機関の案内

相談機関	電話番号	受付時間
24時間子どもSOS 相談テレホン	076-298-1699	24時間受付
18さいまでの子どもがかける チャイルドライン	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00
石川県こころの健康センター	076-238-5761	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～金 9:00～17:00
石川県中央児童相談所	076-223-9553	月～金 8:30～17:45
「子どもの人権110番」	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
いじめ110番	0120-617-867	24時間受付
小立野青少年育成センター (金沢少年鑑別所内)	076-222-4542	月～金 9:00～17:00
石川県南加賀保健福祉センター (地域支援課)	0761-22-0792	月～金 8:30～17:15
小松市教育センター	0761-21-7958	月～金 9:00～17:00 第2・4土 9:00～20:00
加賀市青少年育成センター	0761-73-0118	月～金 9:00～17:00
加賀市こども課	0761-72-7856	月～金 8:30～17:15
加賀市こころの電話	0761-73-0117	月～金 9:00～20:00
能美市教育センター ふれあい教室	0761-58-7867	月～金 8:30～17:15
能美市学校教育課	0761-58-2271	月～金 8:30～17:15